

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
2	健康増進法に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

壮瞥町は、健康増進法に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いが、個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

健康増進法に関する事務では、事務の一部を外部業者に委託しているが、委託先による不正入手、不正な使用等への対策として、特に業者選定の際に業者の情報保護管理体制を確認するとともに、個人情報を含む業務上知り得た秘密の保持について契約書上で規定を設けている。

評価実施機関名

壮瞥町長

公表日

平成27年5月29日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	健康増進法に関する事務
②事務の概要	健康増進法(平成14年法律第103号)に基づく健康手帳の交付、健康教育、健康相談、訪問指導、各種がん検診(胃がん、子宮がん、乳がん、肺がん、大腸がん、前立腺がん等)など、住民の健康増進及び必要な事業を推進するための事務を行う。 また各種事業の提供、事後指導及び結果管理などを行う。 健康増進法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号、以下「番号法」という。)の規定に基づき、特定個人情報ファイルを使用する事務は、次の事務に使用する。 ①健康増進法による健康増進事業の対象者の把握及び記録管理に関する事務 ②生活習慣相談等その他健康増進事業の実施及び記録管理に関する事務
③システムの名称	1. 健康管理システム 2. 団体内統合宛名システム 3. 中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
(1)健康増進事業結果情報ファイル (2)健康増進事業対象者情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号) 番号法第9条第1項 別表第一の76の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号) 別表第一省令第54条

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	[実施しない]	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	—	

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	住民福祉課
②所属長	住民福祉課長 阿部 正一
6. 他の評価実施機関	
—	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	郵便番号052-0101 有珠郡壮瞥町字滝之町287番地7 壮瞥町役場総務課総務係
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	郵便番号052-0101 有珠郡壮瞥町字滝之町287番地7 壮瞥町役場住民福祉課健康づくり係

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数			
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上	
いつ時点の計数か	平成27年4月1日 時点		
2. 取扱者数			
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満	
いつ時点の計数か	平成27年4月1日 時点		
3. 重大事故			
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし	

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

變更箇所

[illegible]